

平成30年度 社会福祉法人「じねんじょ」事業計画



1 法人（本部）事業計画

【法人理念】

- 一人ひとりの人権を尊重し、その人らしさを大切にしたい支援を行うこと
- 安全で安心できる場であること
- 地域の人達と積極的に交流し、地域に根ざした日々の活動を行うこと

【基本方針】

平成30年度は、障害者総合支援法及び給付報酬の改定があり現時点（H30年2月）では不透明な部分もありますが、障害者の重度化や高齢化を踏まえ対応、医療的ケア児への支援や障害者の地域移行・地域生活を支援するためのサービスの充実が図られています。また、「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備、共生型サービスの基準等が設定されています。

（福）じねんじょの事業に係る主な改定内容としては、①生活介護における常勤看護職員等配置加算の拡充（医療的ケアが必要な障害者を一定以上受け入れ看護職員を2人以上配置した場合に新たに評価。）②児童発達支援事業において、医療ケアのスコア算定で一定の利用者があり、看護職員を2名以上配置した場合の加算の新設③新規のサービスとして、居宅訪問型児童発達支援の設定（対象者は重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や免疫抑制剤の服薬により感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合をサービスの対象者とする。）④身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合に減算される。⑤相談系サービスにおいては、サービス等利用計画のモニタリング実施標準期間の見直しなどがあります。

社会福祉充実計画については、平成29年度に所轄の認可がされたところですが、生活介護サービス事業所じねんじょの利用の動向の変化が見られ、平成32年度4月の事業拡大については平成30年度第3四半期までに精査し検討する必要があります。また、放課後等デイサービス（一般）の新設に関しては、重症心身障害児の判定基準によっては、現況の利用をしている児童が福祉サービスを受けられなくなる可能性があり、制度等を照らしながら検討が必要となります。

なお、平成30年度以降の職員の求人活動について、人員配置基準にかかる現場有資格者及び支援員等の確保・定着は事業をするうえで重要な課題であり、職員体制に関しては適時に人材の確保を進めていきます。

最後に平成29年度からの社会福祉法人制度改革において、社会福祉法人の使命と役割を認識し、地域に対して貢献及び公益的な取り組みを引き続き活動をしていきます。また、国においては地域共生社会の実現に向け、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく、「地域共生社会」について議論が進められ具体化が図られています。社会福祉法人じねんじょは、幼児から児童・学童から成人へと利用者のライフステージに添ったの児者一貫

のサービス、通所から居宅のサービスをしている事の強みを生かし、療育、子育て支援から余暇、成人後の生きがい支援、また家族年齢に係る様々な課題に対して、当事者を主体に寄り添い、地域の資源と連携をとりながら地域共生社会の創設に貢献をします。

【今年度の重点目標】

- 社会福祉法人の使命と役割を認識する。(法人の現状把握と課題の抽出)
 - ・法令等遵守（コンプライアンス）の徹底
社会福祉法など関係法令はもとより、法人の理念や諸規程などを遵守します
 - ・組織統治（ガバナンス）の確立
社会福祉法人として公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にします
実効性のある組織体制を構築し、各事業が適正に運営できるように努めます
 - ・健全な財務規律の確立
公益性の高い事業活動を推進し、健全な財務規律を確立するために透明性の向上を図ります
 - ・地域貢献及び公益的な取り組みの推進
地域における様々な福祉課題、生活課題に対して、関係機関などと連携・協働を図り公益的な取り組みを推進します
- 安定した経営・運営を実現する。
 - ・今後の社会福祉事業及び障害者総合支援法等の改正・変更にともない、直面する問題などを研究し課題の把握、対応策を図ります
 - ・運営基盤の整備のため、年間計画、短中期計画をするとともに、理事長及び理事等に定期的に報告をします
 - ・各種の規程を見直し検討します
- より良いサービス提供を実現する。
 - ・利用者、地域のニーズの把握、課題整理を行います
 - ・ニーズに照らして、各事業所の活動の分析評価を行います
 - ・「合理的配慮」をした良質かつ安心・安全なサービスの提供します
 - ・障害者差別・虐待のない社会を目指します
 - ・医療ケア及び医療的ケアに対して人的環境を含め環境を整えます
 - ・生活年齢に応じた生き方、在宅の生活、個人の生活の支援体制を築きます
 - ・障害児者の地域生活の総合的な支援が行えるよう相談支援の体制を整えます
- 働き方改革をとおして、人材の定着・育成をする。
 - ・それぞれの働きができる環境を整備します
 - ・職員の質の向上、福祉サービスの質の向上となるよう内外の研修参加をします
 - ・就業規程、給与規程などの規程を見直し、やる気が高まる仕組みづくり
 - ・人材育成について、中堅、管理者の研修の充実を図る
 - ・事故、苦情の集約、分析を行い予防に努める（リスクマネジメント体制の構築）
- 災害予防対応や災害発生時の体制の整備をする。
 - ・災害予防対応や災害発生時の体制を確立
 - ・避難訓練等を通じて災害の知識を深め防災に活かす

平成30年度 生活介護サービス事業所「じねんじょ」事業計画



【基本方針】

センターの理念に基づき、「人は人の中で生き、出会いの中で、人は変わって行く。」メンバーと向き合い、大声を出して笑ったり、涙したり、幸せを実感できる「満足 笑顔！！」の支援をしながら、メンバーの「その人らしい生活」設計を共に考え、生活能力（コミュニケーション能力や身体機能など）と家族力の向上維持を図り、日中活動の充実に努める。また本人の加齢化、家庭環境の変化などから、将来起こりうる課題に対して本人、家族、関係機関と共に対策に取り組む。

【今年度の重点目標】

- ・本人の取り巻く環境、地域資源を組み入れて、個別支援の充実に努める
- ・安定した在宅生活のために、他の障害福祉サービス事業所と活動の交流を通して生活の幅を広げる
- ・重症児者の領域に留まらず、種別の異なる施設の見学を行い、職員の専門性を高めると共に感性を豊かに積み上げる
- ・各事業の職員間で情報の周知、徹底に努めると共に効率・効果的な仕組みを作る
- ・法人の職員として規定や組織の情報の周知、徹底に努め、組織力を高める

平成30年度 児童発達支援事業「むくっこ」事業計画



【基本方針】

児童発達支援事業「むくっこ」対象の乳幼児期は、子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分配慮しながら、子どもの成長を支援する。子どもへの支援を進めるに当たっては、子どもを育てる家族に対して、本人の特性や発達の各段階に応じて子どもの「育ち」や「生活」を安定させることなどの環境を整えながら家庭力を高めることの支援を行う。また、支援にあたっては、相談支援員と連携し効果的な相談援助に取り組んでいき、医療機関をはじめ保育・学校関係の機関・施設と連携し、豊かな生活と望む未来を家族と協働で実現する。

法改正での新規「居宅訪問型児童発達支援事業」について、事業の内容を精査し連携等を検討する。

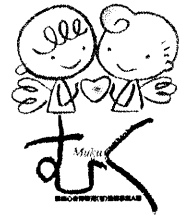
【今年度の重点目標】

- ・発達状態を確認し個別支援計画の充実に努める
- ・安定した利用ができるよう健康に留意する
- ・家族に本人の特性や発達の理解の促進を図る
- ・他児との交流及び母親同士のつながり（仲間づくり）の構築を重視する
- ・研修会や勉強会、他施設への見学などに積極的に参加し、重い障害のある乳幼児の総合的生活支援の専門性を高める
- ・児童期へのサポート体制の円滑な移行を図る
- ・職員間での情報の周知、徹底に努める
- ・地域資源を積極的に活用する

平成年度放課後等デイサービス事業「むく」事業計画

【基本方針】

放課後等デイサービス事業「むく」は、障害の重い学童児（18歳未満）に対して、放課後又は休業日に、児の生活支援を行う。支援にあたっては、学校や他事業所等と密接な連携を図り、児が安定した生活が送れるようにする。職員が余暇時間の活用として「遊び」を通して促し関わる中で、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする。豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように支援を行う。さらに医療（的）ケア児に対する専門的支援の充実を図り、教育・医療機関をはじめ関係機関との連携を図り、豊かな発達と生活を実現する。



【今年度の重点目標】

- ・「自己選択、自己決定」等も踏まえながら、子どものできることに着目した、個別支援計画の充実を図る
- ・安定した利用ができるよう健康に留意する
- ・他児と交流し小グループとの生活体験を図る
- ・研修会や勉強会、他施設への見学などに積極的に参加する
- ・ライフステージを通しながら、青年期へのサポート体制の円滑な移行を図る
- ・幼児期、児童期、成人期の情報等について、職員間で情報周知、徹底に努める
- ・地域資源を積極的に活用する

平成30年度 居宅介護事業「ヘルパーステーションふわり」事業計画

【基本方針】

居宅介護事業「ふわり」は、利用者が居宅において日常生活を営むのに必要な身体介護を行うことで、利用者の安定した在宅生活の継続を目指す。併せて外出支援を行い、利用者の活動範囲を広げることで、生活の質の向上を図る。



【今年度の重点目標】

- ・利用者の人格と意思を尊重した居宅支援を行う
- ・利用者の心身の状態及び生活環境に応じた適切な居宅支援を行う
- ・利用者が安心して外出できるよう職員の安全についての意識を高める
- ・研修会への参加や勉強会を開催し、職員の介護技術等の向上を図る
- ・関係機関・施設との連携を図る
- ・サービス内容の整理を行い、問題および課題を抽出することにより、居宅介護事業の今後の方針について探る

平成30年度 「相談支援事業所じねんじょ」事業計画

【基本方針】

相談支援事業所じねんじょは、福祉サービス利用者を対象とした計画相談支援、障害児通所支援を利用する障害児を対象とした障害児相談支援を行います。

これまでの重症心身障害児者の方々への支援のノウハウをもとに、その方の特性を考え、1人ひとりのニーズや目標をしっかりと傾聴し、障害福祉サービス等の利用の内容について一緒に考えていきます。

また個別事例の解決に必要な関係者のネットワークづくりと資源づくりへの参

画も積極的に考えていきます。

【今年度の重点目標】

- ・ 計画策定の過程において利用者の意思を尊重した支援を行う
- ・ 法人内各事業所のサービス管理責任者等との円滑な情報共有に努める
- ・ 障害福祉分野のみでなく医療分野の関係者とのネットワークづくりを行う
- ・ 他の相談支援事業所との連携を図り、地域課題について検討する
- ・ 相談スキルアップのために外部研修に参加する
- ・ 人権権利擁護等の外部研修へ参加し、内部研修の計画・実施をすることで、法人全体の職員の人権権利擁護の意識向上を図る